Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和6年 職種別民間給与実態調査に基づいて作成した ものである。

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 6 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1)調查対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 788 事業所

(2)調查対象職種

行政職相当職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から158 事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した 従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3)調査実人員

7,254 人 (うち初任給関係職種 334 人) であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,702 人 (うち初任給関係職種 331 人) である。なお、調査職種該当者 (母集団) の推定数は 51,143 人であり、うち行政職に相当するものは 43,076 人である。

5 集 計

- (1)総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- (2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに 依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

產	企業規模業	規模計	500 人以上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
産	業計	130	58	49	23
	(A) 林業、漁業、鉱業,採石業, 利 採 取 業 、 建 設 業	8	4	_	4
製	造業	73	34	29	10
	気・ガス・熱供給・水道業、 最通信業、運輸業,郵便業		6	7	4
卸	売 業 , 小 売 業	4	2	1	1
金 不!	融業,保険業、動産業,物品賃貸業	2	2	_	_
教 医 ½	育,学習支援業、療,福祉、サービス業	26	10	12	4

⁽注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が28所あった。

^{2 「500}人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人 以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、 「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。 (以下各表において同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

	職			種		学		歴	規模	計	500	人以	上	100 500	人人	以 未	上満	100	人	未	満
										円			円				円				円
						大	学	卒	226	, 000		231, 1	43		21	4, 03	9	*	2	200, 3	375
事	新卒	事務員	員・打	支術者	計	短	大	卒	202	, 696		213, 0	60	*	18	37, 51	3	*	1	181, 6	367
務						高	校	卒	189	, 331		193, 4	76		17	6, 83	2	*	1	173, 6	300
						大	学	卒	225	, 443		228, 4	31	*	21	4, 67	3			_	
技	新	卒	事	務	員	短	大	卒	202,	, 980	*	213, 8	40	*	18	9, 26	9	*	1	182, 0	000
術						高	校	卒	192	, 342		195, 2	54	*	17	2, 95	1				X
関						大	学	卒	226	, 792		235, 5	29	*	21	2, 94	3	*	2	200, 3	375
係	新	卒	技	術	者	短	大	卒	※ 202	, 287	*	212, 0	42	*	18	34, 77	0				X
						高	校	卒	186	, 607		191, 3	48		17	8, 23	9	*	1	174, 5	500
	新卒	高等	学	校 教	諭	大	学	卒	※ 210,	, 000		_		*	21	0, 00	0			_	
そ	準	新	卒	医	師	大	学	卒	_			_			-	_				_	
	準	新卒	薬	剤	師	大	学	卒	_			_			-	_				_	
の	新	卒	栄	養	士	短	大	卒	_			_			-	_				_	
	準	新卒	看	護	師	養	成 所	卒	_			_			-	_				_	
他	準 兼	新卒	准 君	計 護	師	養	成 所	卒	_			_			-	_				_	

- (注) 1. 「X」は、調査実人員 1 人であることを示す。
 - 2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
 - 3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される 給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したも のである。
 - 4. 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者をいう。 なお、医師については、令和3年3月又は令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修 を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者(令和5年4月採用者を除く。)に限っている。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

							令和6年4	4月分平均支	で給額	
				調	查	平均				
職	種		名				きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人	人員	年齢	する給与(A)	外手当		
								(B)		
					人	歳	円	円	円	
	支店長				11	53.3	762, 017	268	761, 749	構成員50人以
事	大	学	卒		3	49.0	652, 339	0	652, 339	上の支店(社)
	短	大	卒		-	_	_	_	_	の長(取締役兼
	高	校	卒		8	54.8	800, 350	362	799, 988	任者を除く。)
務	中	学	卒		_	_	_	_		
	工場長				15	54. 5	762, 327	306	762, 021	構成員50人以
	大	学	卒		8	53. 7	809, 954	0	809, 954	上の工場の長(
•	短	大	卒		2	58.0	779, 676	0	779, 676	取締役兼任者を
	高	校	卒		5	54. 5	684, 642	878	683, 764	除く。)
技	中	学	卒		_	_	_	_		
	事務部	長			130	53. 3	648, 554	1, 515	647, 039	2課以上若しくは構
	大	学	卒		87	52. 9	676, 181	986	675, 195	成員20人以上の部 の長または職能資格
術	短	大	卒		12	52. 5	553, 465	836	552, 629	等が当該部の長と同 等と認められる部の
	高	校	卒		30	54. 3	617, 432	3, 216	614, 216	長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除
	中	学	卒		1	X	X	X	X	<.)
関	技術部	長			186	53. 1	696, 971	103	696, 868	同 上
	大	学	卒		143	52.8	710, 910	130	710, 780	
係	短	大	卒		11	52. 3	670, 669	90	670, 579	
	高	校	卒		32	54. 5	648, 694	0	648, 694	
	中	学	卒		_	_	_	_		
職	事務部	次長			74	51.8	613, 555	129	613, 426	上記部長に事故等の
	大	学	卒		48	51. 2	628, 912	15	628, 897	あるときの職務代行者、職能資格等が上
	短	大	卒		10	52.4	584, 828	0	584, 828	記部の次長と同等と 認められる部の次長
種	高	校	卒		16	53. 0	591, 913	461	591, 452	及び部次長級専門職 または中間職(部長
	中	学	卒		_	_	_	_	_	一課長間)

⁽注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)。 2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をい う(以下(2)から(4)において同じ。)。

						△毛 c 左	4 B A T #4+	- 4人 安古	1
						令和 6 年 4	4月分平均支	に	
				調査	平均				
職	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備 考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
				人	歳	円	円	円	
	技術部	次長		72	51. 9	636, 314	1, 046	635, 268	前記事務部次長
事	大	学	卒	53	51. 3	640, 782	1, 367	639, 415	の備考欄参照
	短	大	卒	7	55. 1	662, 456	0	662, 456	
	高	校	卒	12	52. 6	600, 450	226	600, 224	
務	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事務課	長		322	50. 2	563, 997	2, 242	561, 755	- 11.01.1 H O (10.
	大	学	卒	188	48.9	578, 174	440	577, 734	構成員10人以上 の課の長または職
	短	大	卒	28	50. 5	545, 437	8, 176	537, 261	能資格等が当該課
•	高	校	卒	101	52. 3	547, 990	2, 276	545, 714	の長と同等と認め られる課の長及び
	中	学	卒	5	50. 2	521, 104	26, 462	494, 642	課長級専門職
	技術課	長		539	49. 0	572, 522	3, 361	569, 161	同 上
技	大	学	卒	329	48. 1	581, 875	2, 719	579, 156	
	短	大	卒	55	51. 5	596, 620	96	596, 524	
	高	校	卒	152	50.4	545, 927	5, 992	539, 935	
術	中	学	卒	3	41.6	471, 893	0	471, 893	
נוע	事務課	長代	理	128	46. 1	500, 160	53, 990	446, 170	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長
	大	学	卒	91	44. 5	505, 315	60, 890	444, 425	に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長
	短	大	卒	12	48. 1	461,618	37, 962	423, 656	に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が
関	高	校	卒	23	51.8	489, 375	31, 963	457, 412	これらの者と同等と認められる課長代理及び課長
	中	学	卒	2	54.0	657, 974	39, 013	618, 961	代理級専門職または中間職(課長-係長間)
	技術課	長代	理	181	46.8	497, 973	59, 765	438, 208	同 上
係	大	学	卒	113	45. 2	484, 564	53, 078	431, 486	
ν ₁ .	短	大	卒	11	48. 4	476, 913	40, 263	436, 650	
	高	校	卒	57	49.8	529, 438	77, 051	452, 387	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
職	事務係	長		326	46. 5	450, 276	50, 238	400, 038	係の長及び係長
	大	学	卒	126	42. 3	440, 907	47, 379	393, 528	級専門職
	短	大	卒	38	48.6	409, 460	39, 282	370, 178	
種	高	校	卒	158	48. 9	467, 286	54, 938	412, 348	
	中	学	卒	4	50. 2	422, 132	46, 946	375, 186	

⁽注) 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格 または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう(以 下(2)から(4)において同じ。)。

						令和6年4	4月分平均支	た給額	
				調査	平均				
鵈	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
				人	歳	円	円	円	
	技術係	長		527	47. 3	498, 841	74, 534	424, 307	前記事務係長
事	大	学	卒	233	44. 2	483, 992	78, 838	405, 154	の備考欄参照
	短	大	卒	50	48. 4	511, 692	73, 781	437, 911	
	高	校	卒	240	50.0	510, 384	71, 199	439, 185	
務	中	学	卒	4	52. 6	476, 152	29, 867	446, 285	
	事務主	任		351	45. 3	385, 394	37, 974	347, 420	係長等のいる事業所にお ける主任、係長等のいな
	大	学	卒	164	41. 9	384, 695	41, 510	343, 185	い事業所における主任の うち課長代理以上に直属
•	短	大	卒	51	46.8	353, 013	28, 091	324, 922	し部下を有する者、係長 等のいない事業所におい
	高	校	卒	135	48. 5	397, 513	37, 610	359, 903	て職能資格等がこれらの者と同等と認められる主
技	中	学	卒	1	X	X	X	X	任または中間職(係長- 係員間)
	技術主	任		658	44. 3	426, 205	53, 583	372, 622	同 上
	大	学	卒	253	40. 2	417, 818	59, 727	358, 091	
術	短	大	卒	59	46.8	426, 032	54, 356	371, 676	
	高	校	卒	337	46. 2	430, 253	49, 586	380, 667	
	中	学	卒	9	53. 0	481, 288	61, 067	420, 221	
関	事務係	員		1, 393	38.8	318, 365	30, 114	288, 251	
	大	学	卒	594	35. 0	331, 451	35, 150	296, 301	
係	短	大	卒	211	43. 3	300, 080	24, 068	276, 012	
IN	高	校	卒	580	41. 2	310, 719	26, 864	283, 855	
	中	学	卒	8	43.6	336, 534	34, 996	301, 538	
職	技術係	員		1, 458	36.8	356, 193	44, 004	312, 189	
	大	学	卒	691	34. 6	363, 187	44, 880	318, 307	
	短	大	卒	139	40.3	354, 999	45, 400	309, 599	
種	高	校	卒	621	38. 5	348, 460	42, 560	305, 900	
	中	学	卒	7	41.4	374, 792	62, 448	312, 344	

⁽注) 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格 または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう(以 下(2)から(4)において同じ。)。

(2) 規模500人以上

						令和6年	4月分平均]支給額		
				調	查	平均				
聪	種		名				きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
				実	人員	年齢	する給与(A)	外手当		
								(B)		
					人	歳	円	円	円	
	支店長				10	51. 9	738, 592	311	738, 281	構成員50人以
事	大	学	卒		3	49. 0	652, 339	0	652, 339	上の支店(社)
	短	大	卒		_	_	_	_	_	の長(取締役兼
	高	校	卒		7	53. 1	775, 683	445	775, 238	任者を除く。)
務	中	学	卒		_					
	工場長				13	55. 0	790, 520	368	790, 152	構成員50人以
	大	学	卒		7	54. 4	831, 550	0	831, 550	上の工場の長(
	短	大	卒		2	58.0	779, 676	0	779, 676	取締役兼任者を
•	高	校	卒		4	54. 6	728, 194	1, 163	727, 031	除く。)
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務部:	長			67	54. 3	737, 688	586	737, 102	2課以上若しくは構 成員20人以上の部
技	大	学	卒		54	54. 2	748, 316	725	747, 591	の長または職能資格
	短	大	卒		2	54. 6	760, 604	0	760, 604	等が当該部の長と同 等と認められる部の
	高	校	卒		11	54. 6	686, 328	42	686, 286	長及び部長級専門職(取締役兼任者を除
術	中	学	卒		_	_	_	_	_	<.)
1 113	技術部:	長			148	53. 1	733, 771	140	733, 631	同 上
	大	学	卒		124	52.8	740, 179	157	740, 022	
	短	大	卒		9	53. 9	720, 654	122	720, 532	
関	高	校	卒		15	55. 1	686, 034	0	686, 034	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務部				55	52. 9	647, 666	174	647, 492	上記部長に事故等の あるときの職務代行
係	大	学	卒		39	52. 1	659, 784	0	659, 784	者、職能資格等が上記部の次長と同等と
	短	大	卒		8	54. 6	614, 787	0	614, 787	認められる部の次長
	高	校	卒		8	54. 8	625, 391	1, 027	624, 364	及び部次長級専門職 または中間職(部長
職	中	学	卒		_	_	_	_	_	一課長間)
1114	技術部				53	52. 1	674, 627	1, 452	673, 175	同 上
	大	学	卒		38	51. 2	677, 031	1, 962	675, 069	
	短	大	卒		5	53. 7	711, 641	0	711, 641	
種	高	校	卒		10	54. 7	647, 717	293	647, 424	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	

							会和6年	4月分平均	1支給額	
				調	查	平均	14/14/5	17474 1 13	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
職	種		名	H/HJ	н.	1 20	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
114/	1==		- Н	宝.	人員	年齢	する給与(A)	外手当	(II) (D)	уна 5
						1 141) W/H 3 (11)	(B)		
								(2)	円	
	事務課	長			241	50. 5	602, 226	944	601, 282	2係以上若しくは
事	大	学	卒		152	48.8	610, 549	478	610, 071	構成員10人以上
	短	大	卒		14	51. 6	607, 124	130	606, 994	の課の長または職 能資格等が当該課
	高	校	卒		74	53. 2	587, 897	1, 946	585, 951	の長と同等と認め られる課の長及び
務	中	学	卒		1	X	X	X	X	課長級専門職
100	技術課	長			412	49.6	604, 774	1, 233	603, 541	同 上
	大	学	卒		271	48. 4	604, 655	1, 199	603, 456	
	短	大	卒		45	51. 7	629, 376	113	629, 263	
•	高	校	卒		96	52. 1	593, 267	1,875	591, 392	
	中	学	卒		_	_	_		_	
	事務課	長代	理		77	45. 1	547, 123	69, 267	477, 856	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長
技	大	学	卒		57	43. 6	548, 574	76, 392	472, 182	に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長
	短	大	卒		6	47.8	499, 248	49, 403	449, 845	に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が
	高	校	卒		12	52. 2	555, 733	38, 575	517, 158	これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間
術	中	学	卒		2	54. 0	657, 974	39, 013	618, 961	職(課長-係長間)
113	技術課	長代	理		110	46. 4	516, 669	49, 446	467, 223	同上
	大	学	卒		72	44. 6		36, 284	463, 870	
	短	大	卒		8	49.8	503, 426	37, 771	465, 655	
関	高	校	卒		30	50. 0	560, 848	84, 951	475, 897	
	中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事務係				223	47. 0	486, 092	62, 737		係の長及び係長
係	大	学	卒		84	41. 4	466, 011	55, 923		級専門職
	短	大	卒		25	48. 9	439, 112	53, 228	385, 884	
	高	校	卒		112	50. 1	508, 092	69, 603	438, 489	
職	中	学	卒		2	53. 5	506, 412	29, 783	476, 629	
1774	技術係		جاب		400	48. 1	527, 226	81, 085	446, 141	同 上
	大	学士	卒		180	44. 2	505, 283	87, 183	418, 100	
	短	大	卒		41	49. 5	539, 812	81, 444	458, 368	
種	高出	校	卒		176	51. 6		75, 428	470, 176	
	中	学	卒		3	53. 0	542, 660	45, 267	497, 393	

						令和6年	4月分平均]支給額		
				調査	平均					
聪	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備	考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当			
							(B)			
								円		
	事務主	任		207	46. 1	408, 070	42, 814	365, 256	係長等のいる事業 ける主任、係長等	美所にお 等のいな
事	大	学	卒	97	42.8	415, 847	50, 911	364, 936	い事業所における	5主任の
	短	大	卒	37	47. 5	378, 071	31, 125	346, 946	11 12 1 12 1 TV	斤におい
務	高	校	卒	72	49. 1	414, 579	39, 511	375, 068	て職能資格等がご者と同等と認めら	うれる主
1,7,7	中	学	卒	1	X	X	X	X	任または中間職 係員間)	(孫女一
.	技術主	任		515	45.0	449, 601	58, 434	391, 167	同 上	
	大	学	卒	209	40. 2	430, 809	63, 748	367, 061		
技	短	大	卒	46	47. 7	445, 405	58, 029	387, 376		
	高	校	卒	252	47. 4	461, 234	55, 081	406, 153		
術	中	学	卒	8	53. 4	495, 781	61, 010	434, 771		
נוא	事務係	員		852	38. 7	333, 825	33, 893	299, 932		
関	大	学	卒	365	34. 3	346, 971	40, 095	306, 876		
内	短	大	卒	123	43. 5	314, 958	28, 431	286, 527		
係	高	校	卒	359	41. 7	325, 801	28, 892	296, 909		
派	中	学	卒	5	42. 1	352, 386	49, 563	302, 823		
職	技術係	員		1, 101	36. 5	364, 792	45, 962	318, 830		
柳	大	学	卒	509	34. 3	372, 959	47, 573	325, 386		
44	短	大	卒	111	40. 1	358, 454	44, 940	313, 514		
種	高	校	卒	477	38. 0	357, 259	44, 343	312, 916		
	中	学	卒	4	45. 2	419, 081	71, 284	347, 797		

(3) 規模100人以上500人未満

						令和6年4	1月分平均3 1月分平均3	 支給額	
				調査	下 平均				
贈	種		名			きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
				実人員	 年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
)	歳	円	円	円	
	支店長				1 X	X	X	X	構成員50人以
事	大	学	卒	_	- –	_	_	_	上の支店(社)
	短	大	卒	_	- –	_	_	_	の長(取締役兼
	高	校	卒		1 X	X	X	X	任者を除く。)
務	中	学	卒	_	- –	_	_	_	
1,7,3	工場長				2 52.0	625, 328	0	625, 328	構成員50人以
	大	学	卒		1 X	X	X	X	上の工場の長(
	短	大	卒	-	- –	_	_	_	取締役兼任者を
•	高	校	卒		1 X	X	X	X	除く。)
	中	学	卒	-	-	_	_	_	
	事務部	長		5	3 52.3	596, 007	2, 467	593, 540	2課以上若しくは構 成員20人以上の部
技	大	学	卒	2	9 51.5	603, 601	1, 452	602, 149	の長または職能資格
	短	大	卒		6 52.2	548, 742	73		等が当該部の長と同 等と認められる部の
	高	校	卒	1	8 53.8	597, 962	4,874	593, 088	長及び部長級専門職(取締役兼任者を除
術	中	学	卒	_		_	_	_	<.)
111	技術部	長		3	2 53. 4	609, 698	0	609, 698	同 上
	大	学	卒	1	53.6	584, 942	0	584, 942	
	短	大	卒		2 48.0	532, 251	0	532, 251	
関	高	校	卒	1	53.8	645, 319	0	645, 319	
	中	学	卒	_		_	_	_	
	事務部			1		· ·		ŕ	上記部長に事故等の あるときの職務代行
係	大	学	卒		7 47.9	555, 754	0	555, 754	者、職能資格等が上
	短	大	卒		2 47.0		0	514, 093	記部の次長と同等と認められる部の次長
	高	校	卒		51.7	567, 238	44	567, 194	及び部次長級専門職または中間職(部長
職	中	学	卒	-	-	_	_	_	一課長間)
HHX	技術部				9 51.4	· ·	293		同 上
	大	学	卒	1			372	·	
	短	大	卒		2 57.5		0	579, 007	
種	高	校	卒		2 45.5	440, 565	0	440, 565	
	中	学	卒	_	<u>-1 – </u>	_	_	_	

							 1月分平均3	5 終額	
				調査	平均	11410 —	E/1/// 1 PO/	₹ /10 100	
職	種		名		T-20	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
HHX	(1里		1 1	実人員	年齢	でより (X h) する給与 (A)	外手当	(A) (D)	VIII 175
				大八貝	山西十	y るhu子(n)	(B)		
							(D)	円	
	事務課	長		67	49. 1	475, 817	5, 657	470, 160	- 1000
事	大	学	卒	31	49. 4	473, 708	369	470, 100	2係以上若しくは 構成員10人以上
	短	大大	卒	11	49. 3	493, 161	18, 679		の課の長または職 能資格等が当該課
	高	校	卒	22	49. 0	463, 065	3, 702	459, 363	の長と同等と認め
74.	中	学	卒	3	45. 4	532, 337	27, 963		られる課の長及び 課長級専門職
務	技術課			105	47. 8	490, 133	6, 095	484, 038	同 上
	大	学	卒	50	46. 8	497, 027	6, 634	490, 393	153 —
	短	大	卒	9	51. 0	478, 089	36	478, 053	
	高	校	卒	43	48. 7	485, 888	7, 157	478, 731	
	中	学	卒	3	41. 6	471, 893	0	471, 893	
	事務課		-	47	47. 7	430, 782	30, 072	400, 710	上記課長に事故等のある
技	大	学	卒	32	45. 9	428, 193	32, 027	396, 166	ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の
	短	大	卒	5	49. 3	427, 595	27, 855	399, 740	役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が
	高	校	卒	10	52. 3	440, 346	24, 958		これらの者と同等と認められる課長代理及び課長
41-4	中	学	卒	_	_	_	_	•	代理級専門職または中間 職(課長-係長間)
術	技術課	長代		66	47. 3	477, 236	69, 863	407, 373	同 上
	大	学	卒	41	45. 9	466, 745	72, 272	394, 473	
	短	大	卒	3	45. 7	424, 745	45, 165	379, 580	
関	高	校	卒	22	50. 4	505, 999	68, 015	437, 984	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事務係	長		88	45. 6	399, 543	31, 064	368, 479	係の長及び係長
係	大	学	卒	34	44. 7	416, 337	36, 058	380, 279	級専門職
	短	大	卒	13	48. 2	366, 451	19, 055	347, 396	
	高	校	卒	39	45. 4	397, 849	29, 023	368, 826	
	中	学	卒	2	47. 5	354, 474	60, 725	293, 749	
職	技術係	長		113	44. 7	417, 318	57, 361	359, 957	同 上
	大	学	卒	49	43. 9	420, 386	53, 668	366, 718	
	短	大	卒	8	44. 1	389, 353	38, 910	350, 443	
種	高	校	卒	55	45. 3	419, 684	64, 312	355, 372	
	中	学	卒	1	X	X	X	X	

		令和6年4月分平均支給額							
				調査	平均				
職	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
								円	
	事務主	任		120	44. 3	370, 076	34, 696	335, 380	係長等のいる事業所にお ける主任、係長等のいな
事	大	学	卒	56	40.8	358, 472	32, 556	325, 916	い事業所における主任の うち課長代理以上に直属
	短	大	卒	11	45. 5	315, 946	24, 086	291, 860	し部下を有する者、係長等のいない事業所におい
務	高	校	卒	53	47.8	393, 075	39, 064	354, 011	て職能資格等がこれらの 者と同等と認められる主 任または中間職(係長-
	中	学	卒	_	_	_	_	_	係員間)
	技術主	任		105	40. 9	333, 961	36, 535	297, 426	同 上
	大	学	卒	36	38. 6	352, 978	43, 212	309, 766	
技	短	大	卒	9	42. 3	355, 297	40, 360	314, 937	
	高	校	卒	59	41.8	318, 872	31,660	287, 212	
術	中	学	卒	1	X	X	X	X	
N1.3	事務係	員		394	38. 9	296, 292	25, 080	271, 212	
関	大	学	卒	179	37. 0	307, 633	28, 122	279, 511	
	短	大	卒	53	42.6	268, 881	15, 596	253, 285	
係	高	校	卒	161	39.8	292, 213	24, 793	267, 420	
	中	学	卒	1	X	X	X	X	
職	技術係	員		265	37. 3	328, 812	38, 843	289, 969	
州联	大	学	卒	149	35. 2	334, 651	37, 913	296, 738	
種	短	大	卒	18	43. 4	345, 415	51, 859	293, 556	
1里	高	校	卒	95	39.8	315, 817	37, 448	278, 369	
	中	学	卒	3	36. 2	314, 675	50, 453	264, 222	

(4) 規模100人未満

						令和6年4	1 1月分平均5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 支給額	
				調査	平均				
稍	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
				人	歳	円	円	円	
	支店長			_	_	_	_	_	構成員50人以
事	大	学	卒	_	_	_	_	_	上の支店(社)
	短	大	卒		_	_	_	_	の長(取締役兼
	高	校	卒	_	_	_	_	_	任者を除く。)
務	中	学	卒	_	_		_		
	工場長			_	_	_	_	_	構成員50人以
	大	学	卒	_	_	_	_	_	上の工場の長(
	短	大	卒	_	_	_	_	_	取締役兼任者を
•	高	校	卒	_	_	_	_	_	除く。)
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事務部	長		10	53. 5	499, 132	870	498, 262	2課以上若しくは構 成員20人以上の部
技	大	学	卒	4	51.0	524, 354	0	524, 354	の長または職能資格
	短	大	卒	4	52. 3	495, 590	2, 176		
	高	校	卒	1	X	X	X	\mathbf{X}	長及び部長級専門職(取締役兼任者を除
術	中	学	卒	1	X	X	X	X	
Min	技術部	長		6	52. 2	494, 358	0	494, 358	同 上
	大	学	卒	4	49. 5	510, 981	0	510, 981	
	短	大	卒	_	_	_	_	_	
関	高	校	卒	2	57. 5	461, 112	0	461, 112	
	中	学	卒		_		_	_	
	事務部	次長	•	2	51. 5	492, 494	260	492, 234	上記部長に事故等の あるときの職務代行
係	大	学	卒	2	51. 5	492, 494	260	492, 234	者、職能資格等が上
	短	大	卒	_	_	_	_	_	記部の次長と同等と 認められる部の次長
	高	校	卒	_	_	_	_	_	及び部次長級専門職 または中間職(部長
础	中	学	卒	_	_	_	_	_	一課長間)
職	技術部			_	_	_	_	_	同 上
	大	学	卒	_	_	_	_	_	
	短	大	卒	_	_	_	_	_	
種	高	校	卒	_	_	_	_	_	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	

						会和6年△			
				調査	平均	14 11 0 1	17170 1.02	ベルロ 申 及	
贈	種		名	H)H]	1 20	きまって支給	うち時間	(A) – (B)	備考
719/	(1 E		~H	実人員	年齢	する給与(A)	外手当	(11) (D)	ν μ
				大八 兵	1 121		(B)		
							(D)	円	
	事務課	長		14	51. 3	464, 067	3, 571	, .	2係以上若しくは
事	大	学	卒	5	47. 6	475, 442	0	475, 442	構成員10人以上
	短	大	· 卒	3	50. 7	502, 730	0		の課の長または職 能資格等が当該課
	高	校	· 卒	5	54. 4	421, 109	0	ŕ	の長と同等と認め られる課の長及び
務	中	学	· 卒	1	X	X	X	X	課長級専門職
195	技術課	長		22	45. 6	448, 216	25, 623	422, 593	同上
	大	学	卒	8	46.6	446, 055	,		
	短	大	卒	1	X	X	X	X	
•	高	校	卒	13	44. 9	452, 062	28, 774	423, 288	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事務課	長代	理	4	46. 5	436, 244	49, 613	386, 631	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長
技	大	学	卒	2	49.0	468, 023	67, 926	400, 097	に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長
	短	大	卒	1	X	\mathbf{X}	X	X	に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が
	高	校	卒	1	X	\mathbf{X}	X	X	これらの者と同等と認められる課長代理及び課長
術	中	学	卒	_					代理級専門職または中間職(課長-係長間)
נוע	技術課	長代	理	5	45.6	493, 872	83, 924	409, 948	同 上
	大	学	卒	_	_	_	_	_	
	短	大	卒	_	_	_	_	_	
関	高	校	卒	5	45. 6	493, 872	83, 924	409, 948	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事務係			15	45. 1	347, 715	23, 581		係の長及び係長
係	大	学	卒	8	38. 0	365, 922	35, 326	330, 596	級専門職
	短	大	卒	_	_	_	_	_	
	高	校	卒	7	53. 1	326, 908	10, 157	316, 751	
職	中	学	卒	_	_	_	_	_	
中以	技術係			14	48. 1	393, 809			同 上
	大	学	卒	4	48. 0	380, 373	41, 362	339, 011	
1.	短	大	卒	1	X	X	X	X	
種	高	校	卒	9	48. 9	399, 269	31, 160	368, 109	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	

						令和6年4	1月分平均3	支給額	
				調査	平均				
職	種		名			きまって支給	うち時間	(A) - (B)	備考
				実人員	年齢	する給与(A)	外手当		
							(B)		
								円	
	事務主	任		24	45. 3	321,060	24, 285	296, 775	係長等のいる事業所にお ける主任、係長等のいな
事	大	学	卒	11	42. 1	335, 588	32, 331	303, 257	い事業所における主任の うち課長代理以上に直属
	短	大	卒	3	46.0	262, 528	15, 278	247, 250	し部下を有する者、係長等のいない事業所におい
務	高	校	卒	10	48. 5	322, 640	18, 135	304, 505	て職能資格等がこれらの 者と同等と認められる主 任または中間職(係長-
1,54	中	学	卒	_	_	_	_	_	係員間)
	技術主	任		38	44. 0	336, 944	28, 744	308, 200	同 上
	大	学	卒	8	48. 1	394, 891	35, 333	359, 558	
技	短	大	卒	4	44. 0	318, 362	35, 306	283, 056	
1	高	校	卒	26	42. 7	321, 973	25, 707	296, 266	
術	中	学	卒	_	_		_	_	
N13	事務係	員		147	39. 6	284, 590	20, 810	263, 780	
関	大	学	卒	50	33. 1	297, 702	22, 218	275, 484	
	短	大	卒	35	43. 7	296, 220	21, 869	274, 351	
係	高	校	卒	60	42. 3	266, 651	19, 713	246, 938	
TON:	中	学	卒	2	52. 0	291, 402	0	291, 402	
職	技術係	員		92	40. 4	297, 906	26, 888	271, 018	
相联	大	学	卒	33	37. 7	299, 377	22, 092	277, 285	
種	短	大	卒	10	36. 3	319, 394	38, 270	281, 124	
作里	高	校	卒	49	43. 0	292, 530	27, 795	264, 735	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

ýT.	ı					7	付			Гi	7			民			間				職			種				
秘	ζ		1	È業	規模:	5 (00/	以	Ŀ.		企	業規	莫 1	0 0 ,	人J	以上 5	5 0	0 人未	や満		1	企業	規模	1 (0 0	人未补	茜	
10,	9級		務			•		術	易 部 部 次	長長長															/	/	/	
8	級	事	務	課	長		技	術	課	長	支事事	務					術	易 部 邓 次	長長長		/	/	/					
7	級	事	務	課	長	•	技	術	課	長	支事事	務					術	易 部 邓 次	長	事事	務 務		見 プ	•		術術	揚 部 郭 次	
6	級	事	務調	長	代理	•	技術	計課	長台	过理	事	務	課	長	•	技	術	課	長	支事事	務 務 務	吉 部 部 沙		•		術	易 部 郭 次	長長長
5	級	事	務調	長	代理	•	技術	 課	長付	建	事	務	課	長	•	技	術	課	長	事	務	課	長	•	技	術	課	長
4	級	事	務	係	長	•	技	術	係	長	事	務調	長	代 理	•	技術	 課	長代	理	事	務課	長	代 理	•	技行	析 課	長代	遭
3	級	事	務	係	長		技	術	係	長	事	務	係	長	•	技	術	係	長	事	務	係	長	•	技	術	係	長
2	級	事	務	主	任	•	技	術	主	任	事	務	主	任	•	技	術	主	任	事	務	主	任	•	技	術	主	任
1	級	事	務	係	員		技	術	係	員	事	務	係	員	•	技	術	係	員	事	務	係	員	•	技	術	係	員

⁽注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種 規 模 計

	天	見 模_	ŧ	Τ				令和6年	4月分平均支	 泛給額	
	職	種		名		調 査 実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) – (B)	備考
技能・	電		交	換	手	人 2	歳 52.0	円 324, 762	円 24, 262	円 300, 500	√ 見習、外国語の電話交換手 を除く。
労務	自家	京用乗用	白重	動車運車	云手	-	_	_	_	_	
関係	守				衛	1	X	X	X	X	
職種	用	į	務		員	1	X	X	X	X	
教	大	学	学	部	長	_	_	_	_	_	役員を除く。
	大	学		教	授	17	58. 0	651, 574	0	651, 574	
育	大	学	准	教	授	16	52. 0	509, 026	0	509, 026	
関	大	学		講	師	_	_	_	_	_	
係	大	学		助	教	13	44. 2	443, 856	0	443, 856	
****	高	等 学	Ł	交校	長	1	X	X	X	X	同上
職	高	等 学	Ł	交 教	頭	4	58. 5	578, 549	0	578, 549	
種	高	等 学	Ł	交 教	諭	76	43. 6	458, 089	5, 579	452, 510	
研	研	究		所	長	_	_	_	_	_	【構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
究	研	究 部	(課)	長	_	_	_	_	_	2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長
関	研	究 室	(係)	長	1	X	X	X	X	{ 構成員3人以上の室(係)
係	主	任	研	究	員	_	_	_	_	_	【の長 ▼記研究員より上位の者(研究所
職	研		究		員	5	26. 0	277, 710	857	276, 853	長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
種	研	究	補	助	員	_	_	_	_	_	
	病		院		長	2	64. 5	1, 951, 500	0	1, 951, 500	
	副	ı	院		長	3	58. 3	2, 220, 232	94, 766	2, 125, 466	□ 以上(役員を除く。) □ 上記病院長に事故等のあるとき の職務代行者
	医	;	科		長	1	X	X	X	X	「部下に医師または歯科医師1人 以上
医	医				師	20	30. 7	803, 862	160, 048	643, 814	- · · · · ·
	歯	科		医	師	1	X	X	X	X	
療	薬	,	局		長	4	56. 0	564, 390	59, 145	505, 245	部下に薬剤師2人以上
	薬	į	剤		師	19	36. 9	343, 553	41, 592	301, 961	
関	診	療放	射	線技	師	27	45. 9	393, 719	38, 238	355, 481	
	臨	床 検	1	査 技	師	22	40. 3	296, 206	16, 611	279, 595	
係	栄	į	養		士	15	44. 5	298, 426	10, 682	287, 744	
職	理	学	療	法	士	37	34. 9	319, 340	24, 498	294, 842	
744	作	業	療	法	士	36	34. 5	295, 443	16, 279	279, 164	
種	総	看	護	師	長	5	54. 4	564, 036	3, 600	560, 436	部下に看護師長5人以上
	看	護		師	長	61	48. 1	435, 605	28, 750	406, 855	- 部下に看護師または准看護師 5人以上
	看	i	護		師	125	34. 2	329, 588	41, 285	288, 303	
	准	看		護	師	34	55. 4	361, 215	73, 463	287, 752	
	1										<u> </u>

第14表 初任給の改定状況

		_			* 壬 旧					\ FI		
1/ >	· 「	目			重 県		1		至	き 国		ı
			新規学卒者 の採用あり	初任	給の改定場		新規学卒者 の採用なし	新規学卒者	初任	給の改定が		新規学卒者 の採用なし
学歴	企業規模	\	V 1 木川 &) ソ	増額	据置き	減額	の派用なし	v 71木川 ぬ) ツ	増額	据置き	減額	
	計		57.8 %	(87. 0) %	(13.0) %	(0.0) %	42.2 %	49.7 %	(67. 5) %	(31.9) %	(0.6) %	50.3 %
大学	500人以	上	89. 6	(92. 4)	(7. 6)	(0.0)	10. 4	90.3	(79. 4)	(20. 6)	(0.0)	9. 7
子卒	100人以 500人未		44. 1	(86. 9)	(13. 1)	(0.0)	55. 9	52. 1	(63. 8)	(35. 5)	(0.7)	47. 9
	100人未	満	21. 6	(40.0)	(60.0)	(0.0)	78. 4	23. 7	(57. 0)	(41. 3)	(1.7)	76.3
	計		45.8	(94. 1)	(5.9)	(0.0)	54. 2	29. 2	(71.6)	(27. 5)	(0.9)	70.8
高校	500人以	上	77. 0	(97. 8)	(2. 2)	(0.0)	23. 0	57.9	(80.8)	(19. 2)	(0.0)	42. 1
卒	100人以 500人未		29. 3	(90. 2)	(9.8)	(0.0)	70. 7	28. 1	(67. 0)	(32. 0)	(1.0)	71.9
	100人未	:満	17. 2	(75. 0)	(25. 0)	(0.0)	82.8	15.8	(68. 0)	(29. 7)	(2.4)	84. 2

⁽注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

^{2 ()}内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 扶養(家族)手当の支給状況

その1 扶養(家族) 手当の支給月額

扶養家族の構成	支 給	月 額
	三 重 県	全国
配 偶 者	12, 246円	12, 320円
配偶者と子1人	20, 231円	19, 003円
配偶者と子2人	27, 203円	25, 272円

- (注)支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について 算出した。
- 備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、 行政職給料表7級以下(これに相当する職務の級を含む。以下の級について同じ。)の職員は1人につき 6,500円、行政職給料表8級の職員は1人につき3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外であ る。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき 5,000円が 加算される。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

	配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の見 直しの動向、他の民間企業 の見直しの動向、公務員の 見直しの動向等によって は、見直すことを検討	配偶者に対する家族手当を 見直す予定はない (検討も行っていない)
二重県	17. 3 %	7.6 %	75. 1 %
全国	15. 3	11. 1	73. 6

⁽注)調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第16表 特別給の支給状況

	区分		全	玉
項目		三重県	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均給与	下半期(A1)	340, 268 円	398, 514 円	298, 595 円
月 額	上半期(A2)	347, 192	408, 393	307, 501
特別給の	下半期(B1)	763, 345 円	879, 178 円	577, 075 円
支 給 額	上半期(B2)	811, 595	982, 120	586, 400
特別給の	下半期 (B1/A1)	2.24 月分	2.21 月分	1.93 月分
支給割合	上半期 (B2/A2)	2.34	2. 40	1.91
年間	の平均	4.58 月分	4.60	月分

⁽注) 下半期は令和5年8月から令和6年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目		<u>=</u> . <u> </u>	重 県			全	玉	
役職 段階	^゛ースアップ 実 施	へ゛ースアッフ゜ 中 止	ヘ゛ースタ゛ウン	^゛ア慣行 な し	へ゛ースアッフ゜実 施	^゛ースアッフ゜ 中 止	ヘ゛ースタ゛ウン	^ * ア 慣 行 な し
係 員	69.9 %	0.0 %	0.0 %	30.1 %	53.3 %	1.9 %	0.7 %	44.1 %
課長級	60.3	0.0	0.0	39. 7	49. 0	2.4	0.6	48. 0

⁽注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした 場合の割合である。

第18表 定期昇給の実施状況

		項	目	定期昇給		 				定期昇給
役職 段階				制度あり	定期昇給実	他 増 額	減額	変化なし	定期昇給中 止	制度なし
三重	係		員	92.0 %	91.0 %	27.3 %	5.3 %	58.4 %	1.0 %	8.0 %
県	課	長	級	84. 7	83. 7	24. 4	3. 6	55. 7	1. 0	15. 3
全	係		員	88. 2	87. 6	38.8	4. 5	44. 4	0.6	11.8
国	課	長	級	81. 3	80. 5	33. 9	4. 4	42. 2	0.8	18. 7

⁽注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない 事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

		項目	係	員	課	長 級	部長級(非役員)
企業規	見模		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規	見 模 計	55.3 %	44.7 %	50.0 %	50.0 %	48.9 %	51.1 %
三重		500人以上	55. 7	44. 3	49. 2	50.8	48. 6	51. 4
単具		100人以上 500人未満	55. 9	44. 1	49. 5	50. 5	47.8	52. 2
		100人未満	53. 0	47. 0	52. 5	47. 5	52. 2	47.8
	鳺	見 模 計	55. 7	44. 3	52. 6	47. 4	51.8	48. 2
全		500人以上	52. 4	47. 6	45. 6	54. 4	44. 7	55. 3
国		100人以上 500人未満	57. 5	42.5	54. 4	45. 6	53. 5	46. 5
		100人未満	54. 3	45. 7	53. 2	46. 8	52. 7	47. 3